

富士スピードウェイ 専有走行利用規定

1. 専有走行の定義

専有走行とは、以下の利用目的にて富士スピードウェイの各施設を時間もしくは終日で貸切利用(走行)することです。

- (1)自動車メーカーなどが製品テストあるいはレース準備を行うための貸切利用(走行)
- (2)自動車や2輪車関係などの同好会(クラブ)等の貸切利用(走行)
- (3)高速体験走行会、ドライビングスクール、車両研修会などの開催のための貸切利用(走行)。
- (4)新聞・雑誌社などの取材目的のための貸切利用(走行)
- (5)映画・広告制作等の映像撮影(録画・録音・写真撮影)のための貸切利用(走行)

2. 専有走行のお申込み

専有走行のお申込みをされる個人、団体、企業を「主催者」と称します。「主催者」は、希望施設の空き時間確認後、会場使用確認書をご提出ください。

確認書受理を持って予約(契約)の確定(締結)となります。予約日の3~2ヶ月前に使用申込書をお送りいたしますので必要事項記載の上、ご返送ください。

「主催者」は万が一の場合の事故、障害等の責任範囲を明確にするため、一団体、一個人とさせていただきます。(複数名による申し込みは不可)

3. 専有走行受付時間帯

各施設の専有走行受付時間帯は、9:00~12:00、13:00~17:00までとし、以下の単位にて受付いたします。

- (1)レーシングコース:1時間単位での貸出
- (2)ショートサーキット:半日、1日単位での貸出
- (3)マルチパーパスドライビングコース(旧ドリフトコース)、ジムカーナコース、P2、P7、イベント広場、その他:1日単位での貸出(Pは走行に関する条件があります、イベント広場は走行不可)
- (4)A、B、Cバック:1日単位での貸出(貸出範囲等の詳細は別途お問い合わせください)

上記受付時間以外の時間帯についても、利用可能な場合がございますが、20%の時間外割増料金が追加されます。

※お申込みいただいた使用時間は、貸切時間確保であり整備、撤収、車両回収等の実務時間を含みます(実走行時間ではありません)

4. 走行車両の制限

トラック・バス・特殊車両等、コース路面に著しい影響を与えると判断される車両、コース走行にあたって危険と判断される車両について

の走行は、特別な許可のない限りできません。また、国土交通省の定める保安基準に適合していない車両での来場、入場はご遠慮下さい。

5. 走行台数の制限

レーシングコース:4輪60台、2輪80台 ショートサーキット:4輪15台、2輪30台

6. 入場料金

ご利用者の富士スピードウェイ入場料金は利用料金に含まれておりません。ご利用者各自で入場料金をお支払の上、入場下さい。(バック貸し除く)

7. 音量規制

全ての走行車両の排気音量は、最大120dbです。また、規制を超える排気音量の車両及び消音器の無い車両の走行はお断りいたします。

8. キャンセル料金

お申込み後、「主催者」の都合により予約(契約)の取消しをされる場合には以下のキャンセル料が発生いたします。

予約日の90日~60日前まで定価の30%、59日~30日前まで定価の50%、29日~7日前まで定価の80%、6日前~予約日当日は定価の100%

9. 不可抗力による走行中止

不可抗力(豪雨、積雪、霧等の自然現象やその他の災害など)により走行が不可能な場合は、予約(契約)は解除され、生じた損害については、

当社、主催者とも互いに一切の請求をしないものとします。また、実施の判断は当社が行うことに同意しているものとします。

10. お支払い

専有走行利用料金は予約日の30日前までに、指定銀行口座にお振込み下さい。

11 専有走行申込み時の施設について

各施設の貸出施設詳細についてはお申し込み時に担当者に必ずご確認ください。

- (1)レーシングコースのピットガレージ、クリスタルルーム等の各部屋は有料施設です(バック貸し除く)
- (2)パドックスイート棟は有料施設です
- (3)パドックエリアは共用施設ですので無料でご利用いただけますが待機エリアを指定させていただく場合があります

12. 専有走行緊急体制

- (1)レーシングコース、ショートサーキット:コース上における緊急事態については、監視ポストを含む常設の緊急体制により一次救助を行います。
- (2)その他施設:緊急連絡を受け次第、必要な救助を行います。(担当者に連絡をお願いいたします)

※「主催者」は、利用前に消火器等の備品を必ず確認(不備がある場合は担当者に連絡)の上、火災の場合の初期消火は利用者側で行ってください。

13. 写真、動画等の撮影

場内におけるすべての撮影行為は必ず予め許可を得てください。(商業目的の場合、別途撮影料が掛かる場合があります)

記録・報道目的及び商業用、その他の目的に係わらず、無許可での撮影は出来ませんのでご注意ください。(撮影の中止、素材提出を要求いたします)

14. 場内における営業行為

場内における広告・宣伝・広報・物品販売などの営業行為は、予めご連絡、ご相談をいただいた上、許可されたもの以外はできません。

15. 反社会勢力の排除、契約の解除

以下の場合、お申込み(予約)は受付できません。また、お申込み(予約)完了後でも、その事実が判明した時点でお申込みを解除するものとします。

- (1)「主催者」または利用者が、暴力団、暴走族等の反社会的勢力の関係企業・団体またはその関係者であると判明した場合。
- (2)過去の当施設の利用において、利用料金の未払いや延滞、利用者または近隣住民に著しい迷惑行為等を行ったことが判明した場合。
- (3)当社または当社従業員に対し、名誉棄損行為、暴力的要求行為、合理的範囲を超える負担の要求をしたり、したことがある場合。

16. 損害補償

専有走行利用時に、コース及び付帯施設、器具、機材に与えた損害については、「主催者」に対して損害の相応額を請求させていただきます。

消火器、その他の備品使用時の原材料の補充費についても請求いたします。また故障車両等の場外搬送は利用者側で、ご手配願います。

専有走行ご利用における事故によって受けた「主催者」、ご利用者の損害については、当社は一切の責任を負いません。

17. 保険

利用内容によっては、観客/関係者/車両等に主催者による賠償責任保険の加入を条件とする場合があります。

18. お願い

富士スピードウェイ構内道路の制限速度は30km/hです。ご利用者の場内移動時の安全運転喚起、注意喚起を徹底するようにお願いします。

「主催者」には、場内をご利用者による事故等が発生した場合の賠償責任を負っていただく場合があります。

お問い合わせ：富士スピードウェイ株式会社 営業部 コース営業課まで (平日0550-78-1235、土日祝0550-78-2330)